

1. 美しい相馬の海と山とを、うたいつぐふるさとのうたと共に、あすのくらしにのこそう。
1. 報徳の訓えに心をはげまし、うまずたゆまず豊かな相馬をきずこう。
1. ふるきをたずね、新しい相馬のまちづくりに一人一人の力をかたむけよう。

特別紙面編成版

市からの災害弔慰金

市では、平成23年東日本大震災により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

●支給の内容

- ▽生計維持者が死亡した場合 500万円
- ▽その他の方が死亡した場合 250万円

●対象となる方

災害により死亡した方（被災時に相馬市に住所を有していた方）のご遺族で、支給の範囲および順位は原則次のとおりです。

ただし死亡した方の収入に

より生計を維持されていた方がいるときは、支給順位が変わる場合があります。

- ▽1 配偶者、2 子、3 父母、4 孫、5 祖父母

※「死亡した方の収入により生計を維持されていた方」とは、いわゆる被扶養者であり、所得税法上の控除対象配偶者および扶養親族となる方をいいます。

●提出書類

- ▽災害弔慰金に係る受領申出書
- ▽口座振込依頼書
- ▽債権者登録申請書
- ▽受領される方の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、年金証書など）

▽死亡診断書（検案書）などの写し（相馬市に死亡届を提出している方は不要です）

▽申請者の振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、カナ名義人、口座番号が印字されたもの）

※上記支給順位の1から5に該当する方が亡くなられた方と別世帯だった場合、上記に加えて生計同一に関する申立書

●受付開始

5月16日（月）から

●注意事項

1. 「当該死亡に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣がさだめるもの」が支給される場合、災害弔慰金は支給されません。

（警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゆつ金等）  
後日、電話などで状況を確認させていただく場合があります。

2. 災害弔慰金を受け取ることでできない遺族には、相馬市東日本大震災被災者生活支援金等支給条例に基づく弔慰金が支給されます。

3. お申込から支給まで、ご遺族の権利関係の調査が必要のため時間がかかります。  
●問い合わせ先 社会福祉課（☎372171）

平成23年（平成22年分）の市県民税申告をされていない方へ

東日本大震災により平成23年3月15日までに申告できなかった方は、下記の日程で申告を受付します。

なお、所得税（国税）の納付および還付申告となる場合は、相馬税務署（☎36-3111）での申告となります。

●期間 5月23日（月）～6月17日（金）  
※5月中は土日受付しています。

●場所 市税務課 窓口

●持参するもの

- ▽印鑑
- ▽収入がわかるもの＝年金・給与などの源泉徴収票、収入明細書など
- ▽経費がわかるもの＝領収書など  
※営業、農業、不動産所得のある方は収支内訳書を作成しておいてください。
- ▽控除対象となるもの＝医療費・社会保険料領収書、生命・地震保険料控除証明書など

20歳以上65歳以下の方で収入が無い方は、市県民税の申告により世帯の所得状況によっては国民健康保険税、介護保険料などの軽減や減免の対象になることもありますので、無収入であっても申告可能な方はこの期間にお願いします。

●問い合わせ先 市役所1階 税務課市民税係（☎37-2127）

## 災害援護資金の貸付申込を受け付けます

東日本大震災により世帯主が負傷した世帯や、住居・家財に被害を受けた世帯に対して、次により生活の立て直しに必要な資金の貸付を行います。

申込人は、被害を受けた世帯の世帯主（主としてその世帯の生計を維持する方）です。今回特例措置により、災害援護資金の貸付を受けられる期間は平成23年3月11日から平成30年3月31日までとなります。また保証人を立てなくてもよいこととなります。

### ●貸付限度額

#### 被害の状況と貸付限度額

世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円以内
家財の3分の1以上の損害	150万円以内
住居が半壊の場合	170万円以内
住居が全壊の場合	250万円以内
住居が滅失・流失の場合	350万円以内

### ●申込資格

次の(1)から(4)までの条件を満たす方

- (1)震災により、世帯主が負傷した世帯または住居・家財に被害を受けた世帯
- (2)被害を受けた当時、市内に住所があった方
- (3)所得制限 市民税の前年総所得額で左表のとおり

#### 所得制限

1人世帯	220万円未満
2人世帯	430万円未満
3人世帯	620万円未満
4人世帯	730万円未満
5人以上世帯	730万円に一人増すごとに30万円を加えた額未満。ただし、住居が滅失した場合には、1,270万円未満。

### (4)市内に住所を有する方

#### ●貸付条件

- (1)資金使途 住居の補修、家財などの更新または修理など
- (2)償還期間 13年（うち据置期間6年。世帯主が東日本大震災で死亡した場合または住居が全壊した場合などは据え置き期間は8年）
- (3)貸付利率 年利1.5%（据置期間は無利子です）

- (4)償還方法 年賦または半年賦（延滞の場合は年10・75%の割合で計算した違約金が発生します）
- (5)連帯保証人※を立てる方は無利子

※連帯保証人とは、借受人と連帯して災害援護資金の債務を負担することを契約する人をいいます。

その保証債務は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第十条の規定による違約金を包含するものとなります。

### ●申請に必要なもの

- ▽借入申込書
- ▽り災証明書
- ▽所得課税証明書（世帯員全員分）

- ・平成21年に相馬市外に居住していた方 住んでいた市町村で交付される所得と課税額の両方が分かる証明書
- ・平成21年から相馬市に居住している方 相馬市交付の所得課税証明書
- ▽医師の診断書（世帯主に負傷がある場合）
- ▽災害状況調査書（家財の3分の1以上の損害のみの場合）

●申込・問い合わせ先 社会福祉課（☎372171）

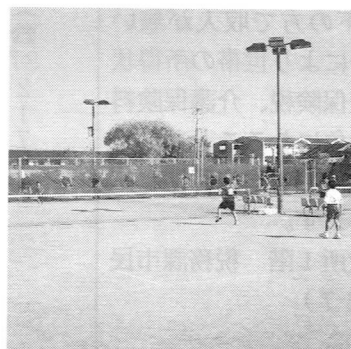
## 開場しています 相馬光陽パークゴルフ場 角田公園テニスコート

相馬光陽パークゴルフ場と角田公園テニスコートは、このたびの東日本大震災により、休場していましたが、5月1日より再開場しています。ご利用ください。

●問い合わせ先 ンスポーツ振興課（☎372278）

▽相馬光陽パークゴルフ場（☎268009）

▽角田公園テニスコート管理棟（☎355901）



### 福島県からのお知らせ

## 警戒区域一時立ち入り受付センター

福島県では、福島第一原子力発電所から半径20Km圏内に設定された警戒区域への一時立ち入りについて、避難者の皆さまの申込を受け付けるコールセンターを設置します。

一時立ち入りを希望する場合は、「一時立ち入り受付センター」へご連絡ください。

### 警戒区域一時立ち入り受付センター

- ・受付 毎日（土日祝含む）8時～22時
- ・フリーダイヤル 0120-208-066
- ・受付期間 5月13日（金）～6月12日（日）

## 東日本大震災により損壊した家屋などの撤去

市では今回の津波で損壊した家屋などを、行方不明者捜索に支障をきたさない場所から順次、撤去作業を行います。

撤去作業では倒壊や流出した建物、自動車、船舶などを撤去し、仮置き場へ搬出します。

なお、一定の原形をとどめている建物は、所有者の意向を確認した後、撤去作業を行います。

市民の皆様には、安全で円滑な作業の実施にご協力くださいますようお願い申し上げます。

●**作業開始** 5月上旬  
●**対象区域** 東日本大震災によって被災した区域

### ●撤去作業の進め方

《建物、自動車、船舶など》  
▽**倒壊、流出したがれき状態の建物** 所有者の承諾なしに撤去します。

▽**基礎と建物が定着し、一定の原形をとどめている建物** 所有者の承諾を得て解体撤去します。

▽**自動車** 原則として、一時

仮置き場で保管し、所有者の求めに応じ引渡します。

▽**船舶** 撤去に際し破損してしまうため、所有者の承諾を得た船舶は仮置場に移動もしくは解体します。

### 《動産など》

撤去作業中に発見し回収する動産などの取り扱いは、次のとおりです。

▽**貴金属その他有価物など** 警察署へ拾得物として届けます。

▽**位牌・アルバムなど** 旧相馬女子高（中村字川原町）で10時～15時、公開・引渡しています。

※右記以外の動産などは、撤去します。

### ●その他

○建物や塀の基礎、小さいがれき類やゴミ、地下の工作物などは撤去しませんので、ご了承ください。

○捜索活動への協力のため、道路上などがれき撤去は、一部の地区で既に行っています。

## 一定の原形をとどめている建物の所有者の方へ

○一定の原形をとどめている建物の所有者は、問い合わせ先まで連絡ください。

○解体撤去を承諾するか否かの意向を、建物に掲示していただきますと、撤去作業が円滑に進みますのでご協力をお願いします。

なお、承諾書と引換えにピンのテープをお渡ししますので現場に表示願います。

※原釜・尾浜地区は、行方不明者の捜索のため建物の一部取り壊しなどの承諾書を頂いていますので、その承諾をもって意向の確認とさせていただきます。

### ●問い合わせ先

▽建物の解体の受付窓口 都市整備課（☎372160）  
▽がれき、汚泥撤去の窓口 土木課（☎372158）  
▽自動車、船舶の撤去窓口 生活環境課（☎372201）

## 下水道使用料と集落排水施設使用料の免除

東日本大震災により市内の方の平成23年3月分の下水道使用料と集落排水施設使用料を免除することとなりました。

また、震災により家屋などに受けた被害が大きく、水道を使用することができない方は、平成23年4月からの前記使用料は発生しません。

以下の方々の使用料の算定方法は、過去の水道水の使用実績を基に、通常使用される汚水量を予測して、その予測汚水量を超えた分の使用料が免除となります。

▽給水管の破損によって漏水した方

▽断水などでお困りの方に水道水を提供し、普段よりも多量に水道水を提供された方

▽災害復旧のため、通常よりも多量に水道水を使用した方

通常、下水道使用料と集落排水施設使用料は、水道料金の取り扱いと同様となりますが、平成23年4月からの使用料の免除の対象者で、被害や避難状況などにより実情と異なるときは、下水道使用料免

除申請書の提出をお願いいたします。

詳しい内容をお知りになりたい方は、2011年4月号外で相馬地方広域水道企業団より発行された「すいどうだより」をご覧になるか、お問い合わせください。

### ●問い合わせ先

▽下水道課業務係（☎372165）  
▽下水道課集落排水係（☎2150）

## 公立相馬総合病院 助産師奨学生を募集

公立相馬総合病院では、助産師の資格を取得後、公立相馬総合病院に勤務を希望する学生を対象に奨学金を貸与します。

●**募集人員** 2名

●**奨学金額** 月額10万円

●**貸与期間** 1年間

●**免除制度** 当病院に3年間以上勤務した場合は、返済を免除します。

●**募集期間** 5月16日（月）

～6月10日（金）

●**申込み・問い合わせ** 公立相馬総合病院総務課（☎365101）

## 2級ホームヘルパー養成講座受講生募集

市では、2級ホームヘルパー養成講座（前期講座）の受講生を募集します。

この講座は、介護に対する市民の理解を深めるとともに、必要な知識と技能を有する介護人材の育成を図るために実施します。

●実施期間 8月2日（火）～11月24日（木）

●研修時間など▽講義52時間▽通信学習30日間▽実技48時間▽実技スクーリング11日間▽実習30時間▽5日間▽計130時間▽46日間

●募集定員 20名

※応募者多数の場合は、試験による選考を行います。

（7月15日市役所分庁舎2階第2会議室で実施予定）

●募集対象者 相馬市に住所を有し心身ともに健康な方で、介護サービス事業に勤務している方、勤務することが確定している方、または勤務することを希望する方。

●受講経費 25,000円

（テキスト代、副教材費含む）

※交通費・昼食代・健康診断

料は別途個人負担です。

●申込方法 所定の受講申込書にご記入の上、市役所健康福祉課に提出してください。

※受講申込書は市役所健康福祉課、または市のホームページにありますが。

※受講を希望するにあたっての志望の動機は、必ず記入してください。

●申込期限 7月8日（金）必着（期限厳守）

●受講生の決定 申込者全員に後日通知します。

●研修終了認定 全ての研修を終了された方には修了証明書などを交付します。

●問い合わせ先 健康福祉課 高齢福祉係（☎372174）

相馬市からのお知らせをラジオで放送しています

**そうまさいがいえフエム**

周波数：76.6メガヘルツ

放送時間：常時

定時放送は9時、13時、17時

## 国義援金・県義援金の配分申請の受付を行っています

	配分額	対象者	申請できる方
国義援金	弔慰金 死亡者、行方不明者ともに、一人あたり35万円	平成23年3月11日に相馬市に居住していた方で、東日本大震災またはそれに伴う津波により亡くなった方、または3カ月間行方の分からない方のご遺族	<ul style="list-style-type: none"> <li>直系の遺族（配偶者、子、父母、孫および祖父母）</li> <li>直系の遺族がなく、<u>兄弟姉妹が葬儀などを執行したときは、当該兄弟姉妹</u></li> </ul>
	見舞金 全壊 35万円 / 世帯 全焼 18万円 / 世帯 半壊 18万円 / 世帯	対象世帯 平成23年3月11日に相馬市に居住していた方で、東日本大震災またはそれに伴う津波により、住家が全壊または半壊した世帯（借家やアパートなどで被災した世帯も対象となります）	原則として世帯主。世帯主が死亡または行方不明の場合には、同一世帯の方
県義援金	見舞金 一世帯当たり5万円		

表内下線部は新規追加事項です

### 【受付時間】

8時30分～17時

### 【受付場所】

社会福祉課（市役所分庁舎1階）

### 【問い合わせ先】

社会福祉課（☎37-2204）

### ●配分方法

現金支給（口座振込も可能です）。配分対象の可否は、「り災証明書」の内容などにより、市が認定します。

※県の義援金は支給を開始していますが、国の義援金は、市へ入金され次第支給します。

### ●持参するもの

▽印鑑▽本人確認書類▽通帳

### ●記入事項

申請書に被災時点の住所、申請時の住所、申請者名などを記入

### 【日本財団からの弔慰金・見舞金を受けていない方へ】

日本財団からの弔慰金・見舞金の支給日については、後日お知らせします。

（支給額は、死亡者、行方不明者ともに一人あたり5万円です）



## 相馬税務署から 震災に伴う所得税減免 についての説明会開催

東日本大震災により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

平成23年4月27日に震災特例法が施行され、東日本大震災により被災された方につきましては、税務署に手続きすることで、所得税について、

①還付または減免を受けられる場合や、②震災により被った損失を翌年に繰り越すことができる場合があります。

税務署ではこのような所得税の減免手続きの説明会を、左の「説明会開催日程表」とおり開催します。

なお、他の税目についても特例法が施行されていますので、詳しくは相馬税務署にお問い合わせください。

### ●場所 振興公社ビル6階 第二会議室（中村字塚ノ町65

16（JR相馬駅となり、福島交通相馬営業所より徒歩3分）

車でお越しの方は、法務局西側（元アルプス電気南側）の駐車場をご利用ください。

●問い合わせ先 相馬税務署（☎363111）自動音声でご案内しますので「0」番を押してください。担当の職員がご相談をお受けします。

説明会開催日程表

月 日	午前（11時～12時）	午後（14時～15時）
5月16日（月）		向陽中に避難されている方
5月17日（火）	はまなす館に避難されている方	スポーツアリーナそうまに避難されている方
5月18日（水）		中村一中・中村二中に避難されている方
5月19日（木）	中村一小・飯豊小に避難されている方	中村二小に避難されている方
5月20日（金）	飯豊地区（程田、大曲、新田、柏崎、岩子、南飯淵、百槻、馬場野）の方	—
5月23日（月）	中村東部地区（原釜、尾浜）の方	磯部地区（蒲庭、磯部）の方
5月24日（火）	中村中部地区（新沼、北小泉、和田、本笑、小泉（山田）、北飯淵、塚ノ町、沖ノ内）の方	日立木地区（日下石、立谷、赤木、柚木）の方
5月25日（水）	中村西部地区（表西山、西山、中村、中野、小泉）の方	山上地区（山上、粟津）の方
5月26日（木）	八幡地区（今田、成田、坪田、富沢）の方	玉野地区（玉野、東玉野）の方
5月27日（金）	大野地区（石上、塚部、椎木、大坪、初野、黒木、小野）の方	—

\*会場スペースの関係上、5月16日（月）～5月19日（木）は避難所に避難されている方を対象とします。  
その他の方は、できるだけ各地区の指定日にお越しいただきますようお願いいたします。

## はぐくみ教室開催

心身ともに健やかな子どもを生み育てることができるよう、はぐくみ教室を開催します。皆さんと一緒に楽しく交流し、学びあいましょう。ぜひ、ご参加ください。

●場所 保健センター  
●受付時間 9時15分～9時25分



●開催時間 9時30分～11時45分（ただし、2回目のみ13時まで）

●受講料 無料

\*1、3回目は、体操のできる服装でおいでください。

\*2回目は、調理実習となりますのでエプロンをお持ちください。

\*母子健康手帳を必ずお持ちください。

\*ご家族も一緒にご参加ください。

\*希望される方は、保健センターへ電話でお申し込みください。

開催日が日曜の場合、都合で変更になることがありますので事前に保健センターへ、お問い合わせください。

次回ははぐくみ教室は、8月9日コースです。詳しくは、8月1日号広報紙掲載予定です。

●申込・問い合わせ先 保健センター（☎354477）



## 交通遺児奨学生募集

(財) 交通遺児育英会では、今年度の奨学生と来年度の予約募集を行っています。

### ●応募資格

①保護者などが交通事故で死亡、または重い後遺障害のために働けないなど、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時29歳までの人)

②保護者が車両に乗って、津波・地震により死亡、または重い後遺障害のために働けないなど、経済的に修学が困難な生徒・学生。(保護者が車両に乗って出かけたまま行方不明になった場合も、事情によっては採用いたします)

※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害です。(身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当します)

### ●奨学金

- ▽高校・高専 月額2～4万円
- ▽大学・短大、専修・各種学校 月額4～6万円
- ▽大学院 月額5～10万円

### ●入学一時金

▽高校・高等専門学校 20～60万円

▽大学・短大、専修・各種学校 40～80万円

### ●進学準備金

▽高校奨学生でかつ大予・専予決定者 40～80万円

### ●利子 無利子

●返済 最終学校卒業後6か月据え置いてから20年以内の割賦返済

●応募期限 高校・大学・大学院の区分ごとに応募期限が異なりますので、お問い合わせください。

●受付時間 9時～17時30分(土、日、祝祭日、本会の休業日を除く)

●申込・問い合わせ先 (財) 交通遺児育英会

▽直通 (☎03-35556-0773) ▽フリーダイヤル 0120-521286

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3F

●ホームページアドレス <http://www.kotsuji.com>

## 探しています 古い郷土資料

相馬は、古い歴史と文化・伝統に育まれてきた城下町です。その歴史や文化を後世に正しく伝えるため、図書館では開館以来あらゆる郷土資料を収集し続けてきました。中には、江戸時代や明治時代に毛筆で書かれた世界に一冊しかない貴重な古文書などもあります。それらの収蔵資料が、今日では図書館最大の特徴になっています。

しかし、原本が無く、やむをえず複製(コピー)したのももあり、中には存在すら把握できていない資料もあると

思われます。

やはり資料の収集には、みなさんから寄せられる情報がとても重要ですので、郷土資料(特に昭和29年の合併前)をお持ちの方、ご存知の方はぜひお知らせください。

●問い合わせ先 図書館(☎372630)

## チャレンジショップ 新規出店希望者受付中

相馬駅前、振興ビル1階にあるチャレンジショップでは、新規事業者の起業を支援・育成するために、市が月1万円の賃貸料で3ヶ月間スペースを提供します。実際にお客さまとのやりと

りを通じて店舗経営のノウハウを学んでみませんか。

随時、出店希望者を受け付けています。(今、お申し込みされると7月以降の出店となります)

「店舗経営をやってみたいけど、方法が分からない」、「新たにお店をはじめてみたい!」という方、お気軽にお問い合わせください。

### ●出店予約状況

▽4月～6月 出店中

▽7月～9月 募集中

▽10月～12月 募集中

### ●問い合わせ先

商工振興課 (☎372154)

## 津波で流出した写真や位牌などの公開・引渡し

今回の津波により流出した写真アルバムや書籍、位牌などを公開し、持ち主の方に引渡しています。

自衛隊や警察、消防団の皆さんに被災地から拾い集めていただいた品を、できるだけ綺麗な状態にして公開しています。

ぜひご覧いただき、思い出の品をお持ち帰りください。

- 公開場所 旧相馬女子高校(中村字川原町)
- 公開時間 10時～15時(土日・祝日も公開しています)
- 問い合わせ先 災害ボランティアセンター(☎36-7827・36-7942)



災害ボランティアの写真洗浄作業の様子

## 高校在学中の交通遺児に支援金を支給

市交通対策協議会では、交通遺児などの高校生活を支援するため、次により、支援金を支給します。

●対象者 次の条件をすべて満たす方を扶養している方。

▽市内に住所を有する方

▽18歳未満の高等学校、高等専門学校または特別支援学校高等部に在学する方

▽交通遺児または交通事故で父母などが重度の後遺障害者となられた方

●支給額 1人年5万円

●申請に必要なもの

▽支援金交付申請書（生活環境課の窓口にあります）

▽交通事故証明書

▽高校、高専の在学証明書

▽印かん

▽金融機関名と口座番号のわかるもの

●申込期限 6月10日（金）

●申込・問合せ先 生活環境課（☎372144）

## 民間賃貸住宅紹介窓口

被災者に対する行政サービスの一環として福島県の民間借上げ賃貸住宅の制度が5月1日より始まりました。

被災者の方が不動産会社を一件一件回す苦勞を考慮して、福島県と協定を結んでいる次の団体がコールセンターを設置しました。被災者向けに空室を扱っている会員企業をご紹介します。

●団体名 社団法人全国賃貸住宅経営協会

●問い合わせ先 災害時住宅支援センター受付窓口（☎0120-960-003）  
接続後、音声案内に従い「00099」を入力してください。

## 被災者

### 向けメール医療相談

レスキュー311では、ボランティア医療従事者による、被災者向けメール医療相談を行っています。

「体の不調を感じるけど、お医者さんがとても忙しそうなので、遠慮してる」、「子ども

の様子が気になるけど、お医者さんに相談するほどでもないような気がして、躊躇してる」、「避難所のあのひと、大丈夫かな、気になるな」という方、ぜひ相談してください

### ●メール医療相談方法

1. まず、[info@311er.jp](mailto:info@311er.jp)へ空メールを送ってください。
2. すぐに相談票が送られてきます。その相談票に記入して、メールで返信します。
3. ボランティアのお医者さんや医療者のみなさんが、相談票を見て相談に応じてくれます。
4. 相談の返事が、直接メールに届きます。

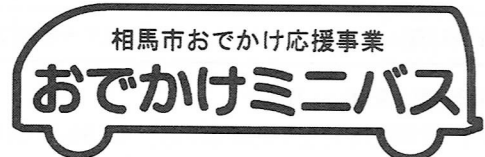
※相談は、パソコンメール、携帯メールのどちらからでも可能です。携帯電話の場合、@311er.jpからのメールを受けとれるように設定してください。

※相談にはボランティアの医療従事者がお応えします。そのため回答に時間がかかることがあります。お急ぎの方は、医療機関での受診をご検討ください。

●ホームページ <http://www.311er.jp/>

## 「おでかけミニバス」を運行しています

3月11日に発生した東日本大震災の影響により運休していました「おでかけミニバス」の運行は5月2日から再開しています。震災前とくらべ、一部運行ルートの変更・運休がありますので、ご理解とご協力をお願いします。詳細は、お問い合わせください。



●問い合わせ先 企画政策課（電話 37-2132）

### 現在運行しているルート

曜日	ルート
月曜日	大坪・塚部・石上ルート 小野・初野・黒木ルート
火曜日	山上・粟津ルート
水曜日	八幡ルート
木曜日	日立木ルート
金曜日	柚木・磯部・飯豊ルート
土曜日	—

※柚木・磯部・飯豊ルートの停車場所、時刻、経路は一部変更しています。

※震災前、土曜日に運行していた「飯豊・和田・新沼ルート」と「原釜・尾浜・本笑ルート」は、道路事情により、当分の間運休します。

※玉野地区は、現在運行している「患者バス」を「おでかけミニバス」としてご利用できます。

## 東日本大震災 無料法律相談会

震災により、法律問題で悩みの方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いません。

どうぞお気軽にご相談ください。

●日時 平日・14時～19時

●場所 市役所分庁舎 第1会議室（2階）

●主催 福島県弁護士会

●後援 相馬市四団体協議会

（司法書士会・行政書士会・土地家屋調査士会・税理士会）

※電話による相談もお受けします。（☎372206）

## 6月定例教育委員会の開催

傍聴を希望する方は事前にお問い合わせください。

●日時 6月7日（火）13時30分

●場所 中央公民館（予定）

教育部総務課（TEL 37 2 1 8 3）

## 《6月の健診・相談会など》

会場 保健センター（☎35-4477）

実施日	受付時間	事業名	対象児
6月 3日（金）	12:30～13:00	9～10か月児健診	平成22年 8月生まれ
6月 9日（木）	13:00～13:30	1歳6か月児健診	平成21年11月生まれ
6月10日（金）	12:15～12:45	3～4か月児健診・BCG接種	平成23年 2月生まれ
6月14日（火）	9:15～9:40	1歳児むし歯予防教室	平成22年 4月生まれ
6月16日（木）	13:00～13:30	3歳児健診	平成20年 2月生まれ
6月17日（金）	13:30～16:30	言語相談会 ※	就学前の幼児（予約制）
6月21日（火）	9:15～9:45	育児相談会	希望者（乳幼児）

※ お子さんに、ことばが遅い、発音が気になるなどの心配がある場合は、専門の相談員が相談に応じます。定員が1回あたり3～4人のため予約制となります。相談をご希望の方は、事前に保健センターにご連絡ください。

●申込・問い合わせ先 保健センター（☎35-4477）

◎前回の3歳児健診で、むし歯のなかったお子さんは、18名でした。

ほやしせい 林 聖大さん	ひきた ふうか 久田 楓花さん	はな井 よしひさ 花井 佳久さん	てらしま かつら 寺島 楓恋さん
たちや きらと 立谷 煌斗さん	やました こうせい 山下 倅世さん	さとう ゆうと 佐藤 悠斗さん	わたなべ こうた 渡辺 倅太さん
やざわ ゆうな 矢澤 優那さん	さとう えれあ 佐藤 愛怜歩さん	さんべい あやね 三瓶 綾音さん	はんがい ふうか 半谷 風華さん
こわた はると 小幡 遥翔さん	まいし たくと 真石 拓翔さん	たなか ゆうな 田中 優奈さん	むなかた せりか 宗像 芹佳さん
なかつか ゆい 中塚 結衣さん	もりまつ あい 森松 愛さん		

## 休日当番医

5月15日（日）	杉本 医院	小泉字高池	36-3650
5月22日（日）	あらか産婦人科クリニック	馬場野字山越	35-0303
5月29日（日）	すぎやまこどもクリニック	大曲字大毛内	26-5111

※診療時間は9:00～16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院（☎36-5101）

相馬中央病院（☎36-6611）

## 休日歯科当番医

5月15日（日）	門馬 歯科 医院	中村字北町	36-4182
5月22日（日）	山下 歯科 医院	原釜字大津	38-6497
5月29日（日）	八巻 歯科 医院	中村1丁目	35-3061

※診療時間は9:00～16:00

◎4月の3歳児健診で、むし歯のなかったお子さんは、26名でした。

きくち りお 菊地 理央さん	すずき りるは 鈴木 麗華さん	おかさき こうへい 岡崎 航平さん	やまくち ゆき 山口 結稀さん
あおた ゆうひ 青田 優姫さん	おおた ゆうし 太田 雄翔さん	みうら はるき 三浦 永煌さん	しのやま ゆき 篠山 侑希さん
おのうち けい 小野内 慧さん	くさの あきほ 草野 晃穂さん	しんみょうわ かな 新明和佳奈さん	もんま ほのか 門馬 和花さん
かねこ さや 金子 紗也さん	なかむら そらみち 中村 天道さん	かんの あこ 菅野 愛虹さん	たかむら まゆ 高村 真由さん
もり あいと 森 愛斗さん	さとう こうき 佐藤 幸樹さん	つのだ くるる 角田 来瑠さん	こばやし ゆい 小林 由依さん
やち たたいき 谷地田大希さん	いしだ あきほ 石田 明穂さん	しが すすず 志賀 鈴さん	あべ たいすけ 阿部 太祐さん
あべ ゆうか 阿部 友香さん	こんの しょうご 今野 奨梧さん		

みんな素晴らしいね、むし歯ゼロ、歯磨き頑張ろう！

東日本大震災での死亡者数など（5月5日現在）

相馬市民の死亡者数	413 人
相馬市民の行方不明者数	58 人
避難所の避難者数（8カ所）	1,022 人

